

環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要

■ 環境基本計画

第1章 計画の策定にあたって

- 1-1 東久留米市の環境基本計画について
- 1-2 第三次環境基本計画の方針と背景
- 1-3 計画の位置づけ

第2章 東久留米市の概要

- 2-1 市域の概況

第3章 東久留米市の将来の環境像と方針

- 3-1 東久留米市の将来の環境像
- 3-2 基本方針と個別方針
- 3-3 計画の体系

第4章 個別方針と取り組みの概要

基本方針1 水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち

- 個別方針1 水と緑と生きものの保全と回復をすすめる
- 個別方針2 水と緑と生きものの回廊をつくる
- 個別方針3 まちなみの緑を育てる
- 個別方針4 水と緑の活用と管理
- 個別方針5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり

→みどりの基本計画・生物多様性戦略と整合

基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち

- 個別方針6 地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる
- 個別方針7 ごみの減量・再利用・リサイクルを通した循環型のまちづくり

→一般廃棄物処理基本計画と整合

- 個別方針8 健康で安心できる暮らしをつくる

基本方針3 みんなで取り組む環境のまち

- 個別方針9 環境について学び、活動につなげる
- 個別方針10 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

第5章 今後期間内に強化する主な施策(仮)

- 5-1 脱炭素まちづくりとエネルギーの地産地消の検討
- 5-2 ネイチャーポジティブの推進
- 5-3 みどりの基金の有効活用
- 5-4 新たなコミュニケーションツールを活用した協働の推進と運営

第6章 計画の推進

- 6-1 推進体制
- 6-2 進行管理
- 6-3 点検・評価

個別方針6の内容は「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に
施策や各主体の取組を詳細に記載する。

● 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

- ・計画の基本的事項
- ・東久留米市の温室効果ガス排出量の現状
- ・将来の目標(温室効果ガス排出量の削減目標)
- ・実現に向けた施策の展開(温室効果ガス削減のための施策)
- ・計画の推進及び進行管理

P.5～7に章別の詳細を示しています。

● 資料編

- ・東久留米市熱中症対策にかかる基本方針(暫定版)
- ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)とは
- ・東久留米市ゼロカーボンシティ宣言
- その他、条例やSDGsなどの関連情報

(2)第三次東久留米市環境基本計画の章別の特徴等

第1章 計画策定にあたって

- 1-1 東久留米市の環境基本計画について
- 1-2 第三次環境基本計画の方針と背景
- 1-3 計画の位置づけ

【現行計画からの変更点や特徴】

- ・第三次環境基本計画を策定するうえでの方針を以下に示す①～⑦の考え方で整理している。(本編P. 2～3)

- ①環境基本計画は、環境関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るものであり、環境関連計画の最上位として、市の政策の大方針を示すものとする。
- ②環境基本計画の体系に関して、実行にかかわる具体的な計画(施策)が別途ある場合には、それらを実行計画の機能を有する計画として位置づけ、整合性を図る(例:緑の基本計画・生物多様性戦略、地球温暖化対策地方公共団体実行計画、廃棄物処理基本計画)
- ③緑の基本計画・生物多様性戦略と次回の見直し時期を合わせる(そのため、本計画の期間は7年間とする)。
- ④東久留米市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定と実行は、第二次計画の「今後期間内に強化する主な施策」の一つとして掲げられていたため、本計画に大方針を内包し、実行計画部分は本計画の別添資料として作成する。
- ⑤本計画策定にあたっては、東久留米市長期総合計画やSDGs推進方針、GX推進方針等を関連する計画・方針とし、それらとの整合性を図る。
- ⑥SDGsや脱炭素、循環経済、ネイチャーポジティブ等、最新の動向を計画に反映する。
- ⑦市内すべての人が理解しやすく取り組みやすい内容とする。

- ・地球温暖化や生物多様性をめぐる国際的な潮流を受け、東久留米市として今後さらに地球環境とのつながりを意識しながら、さらなる活動の推進と情報発信に取り組んでいく必要性を整理している。(本編P. 3～5)
- ・環境基本計画と関連性が高く、実行計画として位置づけられる「緑の基本計画・生物多様性戦略」との整合を図り、今後計画を同様に進捗管理していくために、本計画の計画期間を「緑の基本計画・生物多様性戦略」の終了年度と合わせ、令和14年度(2032年度)までの7年間としている。(本編P. 7)

第2章 東久留米市の概要

2-1 市域の概況

【現行計画からの変更点や特徴】

- ・環境基本計画や地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、施策や市民・事業者・行政の現状整理や取り組みを推進していくために、現時点の市域の概況がどのようになっているかを整理する必要がある。
- ・①位置と地形、②人口・世帯の変遷、③土地利用の長期変遷、④産業動向といった4つの項目から市域の現況を整理している。(本編P. 8～10)

第3章 東久留米市の将来の環境像と方針

3-1 東久留米市の将来の環境像

3-2 基本方針と個別方針

3-3 計画の体系

【現行計画からの変更点や特徴】

- ・環境審議会や検討部会において、それぞれ委員・部会員から東久留米市の将来的な環境への思いなどについてご意見頂戴した。それに加え、令和7年度に2回実施した「東久留米市かんきょう・脱炭素 市民ワークショップ」において、市民が東久留米市の環境について感じていることをグラフィックレコーディングやグループ発表から得られた“言葉”を東久留米市の将来の環境像としてまとめた。(本編P.11)
- ・将来の環境像の実現を目指すために、3つの基本方針を定めている。さらにその基本方針を達成するためにより具体的な方針を「個別方針」としている。(本編P.12～13)
- ・計画の体系図においては、「第1章」に示すように実行にかかわる具体的な計画(施策)が別途ある場合には、それらを実行計画の機能を有する計画として位置づけ、整合性を図ることがわかるような体系図として作成している。(本編P.14)

第4章 個別方針と取り組みの概要

基本方針1 水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち

基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち

基本方針3 みんなで取り組む環境のまち

【現行計画からの変更点や特徴】

- ・基本方針1の個別方針1から5は、東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略が具体的な役割や機能を担っているため、現行計画に示す「施策」「取り組み」は示さず、「施策の方向性」までの記述としている。(本編P.15～19)
- ・基本方針2の個別方針6は、本計画に内包する東久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)が具体的な役割や機能を担っているため、現行計画に示す「施策」「取り組み」は示さず、「施策の方向性」までの記述としている。(本編P.20)
- ・基本方針2の個別方針7は、東久留米市一般廃棄物処理基本計画が具体的な役割や機能を担っているため、現行計画に示す「施策」「取り組み」は示さず、「施策の方向性」までの記述としている。(本編P.21)
- ・基本方針2の個別方針8、基本方針3の個別方針9・10は実行性を示す具体的な計画を持っていないため、「施策」「取り組み」をそれぞれ示し、実行計画の機能を有する計画として位置づけている。(本編P.22～27)

第5章 今後期間内に強化する主な施策(仮)

- 5-1 脱炭素まちづくりとエネルギーの地産地消の検討
- 5-2 ネイチャーポジティブの推進
- 5-3 みどりの基金の有効活用
- 5-4 新たなコミュニケーションツールを活用した協働の推進と運営

【現行計画からの変更点や特徴】

- ・第4章で示した個々の取り組みは、着実に進めていくが、第三次環境基本計画の個々の取り組みのなかで、国等の動向を踏まえた個別の計画や具体的な仕組み作りが必要な施策を「今後期間内に強化する主な施策(仮)」として位置づけ、さらなる計画の推進を図っていく。(本編P.28)

第6章 計画の推進

- 6-1 推進体制
- 6-2 進行管理
- 6-3 点検・評価

【現行計画からの変更点や特徴】

- ・計画の推進及び進行管理するための組織体制は、引き続き現行計画から踏襲した体制とする。
(本編P.29～31)
- ・点検・評価については、個別方針ごとに点検評価項目(代表指標)に加え、個別方針ごとの取組状況(補助指標)を毎年度点検し、現状把握と過去データ比較により、進捗状況を評価する。
(本編P.32)

(3)東久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の章別概要

● 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

第1章 計画の策定にあたって

- 1-1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 計画の期間
- 1-4 計画の対象とする温室効果ガス

第2章 地球温暖化とその原因、影響と対策

- 2-1 地球温暖化とその原因
- 2-2 地球温暖化の影響と対策

第3章 東久留米市の温室効果ガス排出量と再エネ導入率の現状

第4章 目指すべき将来像と温室効果ガス削減目標

- 4-1 目指すべき将来像
- 4-2 温室効果ガス削減目標

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取組

- 5-1 環境基本計画における個別方針と施策
- 5-2 環境基本計画における個別方針と施策の方向、及び施策

第6章 計画の推進と評価

- 6-1 推進体制と進行管理
- 6-2 点検・評価

【「第1章 計画の策定にあたって」に関する概要】

- ・東久留米市環境基本計画の基本方針2の個別方針6に基づく地球温暖化対策を一体的に推進する実行計画という位置づけを示している。(地温対P.3)
- ・環境基本計画に内包されているため、計画期間についても環境基本計画と同様に令和8年度から令和14年度までの7年間としている。(地温対P.4)
- ・計画の対象とする温室効果ガスは、令和5年2月策定の東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)と整合を図り、CO₂(二酸化炭素)、CH₄(メタン)、N₂O(一酸化二窒素)及びHFCs(ハイドロフルオロカーボン類)の4種類のガスとしている。(地温対P.4)

【「第2章 地球温暖化とその原因、影響と対策」に関する概要】

- ・地球温暖化の現状やその原因だけでなく、地球温暖化が進行することによって引き起こされる気象現象への影響等を記述し、なぜ地球温暖化対策に取り組む必要があるのかを説明している。(地温対P.5～8)
- ・世界や国で示されているカーボンニュートラルに向けた削減目標や取り組みなどについても示し、そこから考えられる対策の柱として「再生可能エネルギーの導入」と「省エネルギー」に積極的に取り組む必要があることを示している。(地温対P.9～10)

【「第3章 東久留米市の温室効果ガス排出量と再エネ導入率の現状」に関する概要】

- ・1990～2022年までの本市における二酸化炭素排出量・温室効果ガス排出量の推移を示し、2014年以降は、省エネの進展と電力消費量あたりのCO₂排出量削減により減少傾向となっている。(地温対P.11)
- ・現状データから、今後さらに2050年カーボンニュートラルに向けて再生可能エネルギー電力割合を高め、地域内の電力自給率を高めるための対策を進める必要があることを示している。(地温対P.12)

【「第4章 目指すべき将来像と温室効果ガス削減目標」に関する概要】

- ・2023年に市民・事業者・行政が一体となり、2050年ゼロカーボン社会の実現を目指す「東久留米市ゼロカーボンシティ宣言」を表明している。（地温対P.13）
- ・温室効果ガス削減目標については、参考資料（地温対P.74：Ⅲ 目標感度分析）で示した本市の対策ポテンシャルをもとに検討した2030年度における目標と2050年度カーボンニュートラルの実現に向けた長期目標を示している。（地温対P.14）

表 東久留米市の温室効果ガス排出量削減目標

	基準年	実績	削減目標（2013年度からの削減率）			
	2013年度	2022年度	2030年度	2035年度	2040年度	2050年度
本計画で目指す削減率 ^{注1)}	0%	-18%	-55%	-75%以上	-80%以上	-100%
市の施策を実行しない場合 ^{注2)}		-18%	-34%	-42%	-46%	-73%

注1) 家庭や工場・事業所での様々な設備・施設更新や改修の際に、省エネ設備機器、断熱建築、燃費の良い車や電気自動車を選ぶことで、無理なく、後戻りなく、かつ費用効果的にエネルギー消費量を削減できます。この対策を最大限進めた場合には、東久留米市は2030年に2013年度比-67%削減するポテンシャルを持つ（参考資料）。

ただし、2030年まであと5年しかなく、様々な不確実要素を考慮して、ここでは、省エネ・再エネ努力（2030年まで自主努力目標の半分）を行い、電力の二酸化炭素排出係数は第6次エネルギー基本計画に示された目標値（2030年目標 0.25kg-CO₂/kWh）を達成した場合として、削減目標を設定しました。2035年は同様に省エネ・再エネ努力（2035年まで自主努力目標の半分）を行い、電力の二酸化炭素排出係数は第7次エネルギー基本計画の資料（2035年目安 0.08kg-CO₂/kWh）を達成した場合として、これは削減の目安を設定しました。

注2) 東京都太陽光設置義務と、2030年に小売電気事業者の旧目標（0.37kg-CO₂/kWh）、2040年に10年遅れでエネルギー基本計画の2030年目標（0.25kg-CO₂/kWh）を達成しただけの場合。エネルギー基本計画に示された排出係数目標値（0.25kg-CO₂/kWh）達成のみで45%削減達成、東京都太陽光義務化も加えると46%削減。

【「第5章 温室効果ガス削減等に向けた取組」に関する概要】

- ・東久留米市第三次環境基本計画の基本方針2 個別方針6に関する実行計画としての位置づけであることを示している。(地温対P.17)
- ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における「施策の方向」「施策」については以下に示す通りとなっている。(地温対P.17)

施策の方向② 効率を高め、省エネルギーを進める

施策1 省エネ効率の高い設備への切り替えを進める

施策2 省エネ車およびゼロエミッション車の導入を進める

施策3 省エネ性能の高い建築物への普及を進める

施策の方向② 再生可能エネルギー等の利用を促進する

施策4 太陽光発電設備の導入を進める

施策5 CO₂排出量の少ない電気の利用を進める

施策の方向③ まちづくりや交通などの総合対策を進める

施策6 市全体と団体や企業のエネルギー利用状況の見える化を進める

施策7 円滑な交通流対策を進める

施策の方向④ 資源循環による温室効果ガス排出の削減

施策8 廃棄物削減に向けた3R+リカバリーの徹底

施策9 ノンフロン機器への転換や適正管理の促進

施策の方向⑤ 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する

施策10 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する

- ・施策の方向や施策における詳細は、「資料05 東久留米市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」(素案)」に示すとおり。(地温対P.18~33)

【「第6章 計画の推進と評価」に関する概要】

- ・環境基本計画に内包するため、推進体制と進行管理については、東久留米市第三次環境基本計画に準ずるものとする。(地温対P.34~35)
- ・点検・評価については、地球温暖化実行計画「区域施策編」における取り組み施策の推進状況を把握するため、毎年度継続的に数値を取得できる評価指標とし、進捗状況を評価できる仕組みとしている。(地温対P.36~37) ※指標については検討部会で検討中